



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和元年10月17日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 岡崎 暁

主任監察監督官 金谷 繁夫

電話 018-862-6682

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施 ～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

秋田労働局（局長 甲斐 三照）では、このキャンペーンに先立ち、労働局長等幹部が使用者団体等を訪問し、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請」を行います。

使用者団体への要請

1 一般社団法人秋田県経営者協会への要請

日時 令和元年10月30日（水） 午後2時30分～

場所 一般社団法人秋田県経営者協会

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階）

2 秋田県商工会連合会への要請

日時 令和元年10月30日（水） 午後3時30分頃～

場所 秋田県商工会館7階会議室（ホール80）

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館7階）

取材される場合は、秋田労働局監督課（018-862-6682：担当 岡崎、金谷）まで事前にご連絡をお願いします。

このほか、使用者団体（秋田県中小企業団体中央会、秋田県商工会議所連合会等）、労働組合（日本労働組合総連合会秋田県連合会、秋田県労働組合総連合）をはじめ、業界団体に対して要請を行うこととしています。

過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

日時：令和元年11月11日（月）13：30～16：00

（受付 13：00～）

会場：秋田にぎわい交流館AU（あう）多目的ホール

（秋田市中通一丁目4番1号） * 秋田駅西口から徒歩約10分

内容：基調講演「過労死ゼロの社会を」川人博弁護士

取組事例報告 MEP 株式会社

過労死遺族からの声 高橋 幸美さん

（広告代理店過労死ご遺族・過労死等防止対策推進協議会委員）

お問い合わせ先：



電話 0120-053-006

スマートフォンでQRコードを
読み込んでください

令和元年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和元年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間

2 具体的な取組

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]



スマートフォンでQRコードを
読み込んでください

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、秋田労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

1 一般社団法人秋田県経営者協会への要請

日時 令和元年10月30日（水） 午後2時30分～
場所 一般社団法人秋田県経営者協会
（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階）

2 秋田県商工会連合会への要請

日時 令和元年10月30日（水） 午後3時30分頃～
場所 秋田県商工会館7階会議室（ホール80）
（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館7階）

このほか、使用者団体（秋田県中小企業団体中央会、秋田県商工会議所連合会等）、労働組合（日本労働組合総連合会秋田県連合会、秋田県労働組合総連合）をはじめ、業界団体に対して要請を行うこととしています。

(2) 秋田労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

秋田労働局長が県内で長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けて積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

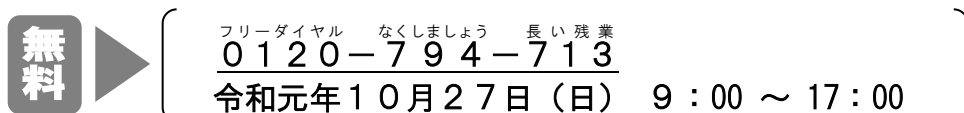
重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。
また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を10月27日(日)に実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

過重労働解消相談ダイヤル



※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けています。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署 (平日 8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン

平日夜間・土日に、無料の電話相談を実施しています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう
0120-811-610

月～金 (17:00 ~ 22:00)、土日・祝日 (9:00 ~ 21:00)
(12月29日～1月3日は除く)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html



(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に、全国で合計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

秋田県内でのセミナーの開催日時・場所は次のとおりです。

日時：令和元年10月23日(水) 14:00～16:30

(受付 13:30～)

会場：秋田にぎわい交流館AU(あう)研修室1+2

(秋田市中通一丁目4番1号) * 秋田駅西口から徒歩約10分

内容：「過重労働」の現状と企業経営に与える影響

知っておくべき労働時間等に関する基準

対策に必要な関係法令 等

[専用Webサイト]



スマートフォンでQRコードを
読み込んでください

(専用Webサイトから申し込むことができます。)